

設立・開業一年後支援金支給申請書

鳥取県知事 様

(申請者) 住所 (〒 -)

氏名

(法人・団体については、法人・団体の名称及び代表者の役職・氏名)

設立・開業一年後支援金の支給を受けたいので、設立・開業一年後支援金支給要領（令和4年3月30日付第202100268846号鳥取県商工労働部長通知。以下「要領」という。）第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業所及び事業概要等

事業所名	
事業所所在地	
事業開始日	
業種	
事業概要 (具体的に記載すること)	

申請者連絡先

電話番号	() - ※日中連絡可能な番号を記載してください。
メールアドレス	@

融資状況等

	1回目融資	2回目融資	3回目融資
融資年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
融資終了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
融資金融機関名			
融資額	金 円	金 円	金 円
	4回目融資	5回目融資	計
融資年月日	年 月 日	年 月 日	
融資終了年月日	年 月 日	年 月 日	
融資金融機関名			
融資額	金 円	金 円	金 円

申告項目 (該当各欄に✓を付してください。✓が付されていない項目がある場合は支給対象となりません。)

要領第4条の要件を全て満たしています。

要領第4条 本支援金の支給対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本支援金の申請日 (以下「申請日」という。)において、事業所を有して現に事業を実施するとともに、今後も事業を継続する意思を有し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 産業競争力強化法 (平成25年法律第98号) に規定する認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業による支援を受けたことについて鳥取県内市町村長の証明を受けた者
 - イ 鳥取県内各の商工団体 (各商工会議所、各商工会又は鳥取県中小企業団体中央会) の代表者が上記に準じる者として認めた者
- (2) 創業支援資金又は株日本公庫新創業融資を受けるため金融機関と金銭消費貸借契約 (以下「金消契約」という。) を締結した者であること。

ただし、日本公庫新創業融資は「女性、若者/シニア起業家資金」の利用者 (制度が変更された場合は、同等の制度の利用者) のみを対象とする。
- (3) 令和4年4月1日以降における前号による融資総額 (融資が複数ある場合はその合算額) が2,000千円以上で、かつ当該融資総額に係る融資期間 (据置期間を含む。以下同じ。) が1年以上となる者であること。
- (4) 前号の融資総額要件を満たす融資を受けた日から申請日までの間が1年以上あり、かつ申請日が前号の融資期間内にある者であること。
- (5) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第1項に規定する風俗営業を営む者
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員 (暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

要領第9条第1項のいずれにも該当しません。

要領第9条第1項 申請者及び申請内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は本支援金を支給しないものとする。

- (1) 第4条各号に規定する対象者の要件を満たさない場合
- (2) 第4条第3号の融資総額要件を満たす融資を受けた日から本支援金の支給決定の日までの間において、申請対象となる事業活動に関し法令に違反する重大な事実 (故意又は重大な過失によるものに限る。) があると認められる場合
- (3) 申請内容が偽りその他不正行為に基づくものであると認められる場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、本支援金の趣旨に照らして適当でないとして認められる場合

過去に個人事業主又は法人として、本支援金を受給していません。

要領第5条第4項 本支援金の支給は、一事業者につき一回限りとする。

振込先口座の情報

金融機関名	銀行 金庫	支店名	支店 出張所 営業部	預金種別	普通・当座
店番		口座番号			
口座名義 (カタカナ)					

[添付書類]

1. 金消契約を証明する書類
 - ・創業支援資金の場合：借入れに係る償還 (計画) 表の写し又は利息計算書等の写し
 - ・日本公庫新創業融資の場合：支払明細書等の写し
2. 申請日までに金融機関へ利子を支払ったことが証明できる資料 (取引明細書又は通帳の写し等)
3. 以下のいずれかの文書の写し
 - ・産業競争力強化法 (平成25年法律第98号) 第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことについての県内市町村長の証明
 - ・支援を受けた商工団体の代表者が上記に準じる者として認めたことが確認できる文書
4. 日本公庫新創業融資で申請をする場合、融資を受けたことを証明する書類 (株式会社日本政策金融公庫が発行)
5. 以下のいずれかの文書の写し
 - ・個人事業主の場合は開業届の控えの写し
 - ・法人の場合は法人登記の証明書等の写し (登記事項証明書、履歴事項全部証明書等)

※本申請書に記載された個人情報は、本支援金に関する申請者への連絡目的のみに使用します。